

五所川原市林地台帳運用事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、林地台帳及び森林の土地に関する地図（以下「林地台帳情報」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 林地台帳情報の取扱いについては、次に掲げるもののほか、この告示の定めるところによる。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）
- (2) 森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。）
- (3) 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）
- (4) 林地台帳制度の運用について（平成29年3月29日28林整計第395号）
- (5) 林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成29年3月29日28林整計第400号）
- (6) 地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（平成3年農林水産省訓令第20号）
- (7) 森林経営計画制度運営要領（平成25年3月29日付け24林整計第120号林野庁長官通知）
- (8) 市町村森林整備計画制度等の運用について（平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官通知）
- (9) 五所川原市情報公開条例（平成17年五所川原市条例第9号）
- (10) 五所川原市個人情報保護条例（平成17年五所川原市条例第10号）
- (11) 市長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成17年五所川原市規則第12号）
- (12) その他関係法令

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、前条第2項各号に掲げる法令等において使用する用語の例による。

(林地台帳情報の管理)

第3条 林地台帳情報は農林水産課（以下「担当課」という。）において電子計算機により管理するものとする。

2 林地台帳情報の管理責任者は、農林水産課長（以下「管理者」という。）とする。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、林地台帳情報の運用及び管理にあたり、不正な持ち出し、改ざん、消去、紛失等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(利用者の責務)

第5条 林地台帳情報を閲覧しようとする者（以下「申請者」という。）及び情報提供を受けたい者（以下「申出者」という。）は、次の事項を理解の上で林地台帳情報を利用しなければならない。

- (1) 林地台帳情報は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと
- (2) 林地台帳情報は、森林の土地の所有の境界の確定に資するものではないこと

- (3) 林地台帳情報は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと
- (4) 林地台帳情報の閲覧により得た情報は、林地台帳閲覧申請書（様式1。以下「申請書」という。）又は規則第106条の規定による申請書等の様式（昭和37年農林省告示第851号）28、規則第104条の3第1項の申出書の様式に規定する林地台帳情報提供依頼申出書（以下「申出書」という。）に記載した利用目的以外に利用できないこと
- (5) 林地台帳情報の閲覧により得た情報を申請者又は申出者以外の者に提供してはならないこと（ただし、法人による申請又は申出の場合においては、内部利用を認める。）
（公表の対象者）

第6条 林地台帳情報の公表の対象者は、制限しない。

（公表の方法）

第7条 林地台帳情報の公表の方法は、林地台帳を管理する担当課において、林地台帳情報を用紙に印字したものを閲覧させるものとする。

（閲覧に係る費用）

第8条 林地台帳情報の閲覧についての手数料の額は、無料とする。

（閲覧の申請）

第9条 申請者は申請書の提出により閲覧を申請するものとする。

2 次の各号に掲げる申請者は、前項の申請の際に、自己が当該申請者本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために、それぞれ当該各号に定める書類を提出し、又は提示するものとする。

(1) 本人が閲覧を申請しようとするとき、次に掲げるいずれかの書類等

ア 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証又は法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類等であつて、当該申請をしようとする者が本人であることを確認するに足りるもの

イ やむを得ない理由により、アに掲げる書類等を提示することができない場合には、当該申請をしようとする者が本人であることを確認するため市が適当と認める書類等

(2) 法定代理人が閲覧を申請しようとするとき、当該法定代理人に係る第1号に係る書類等及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類等

(3) 任意代理人が閲覧を申請しようとするとき、当該任意代理人に係る第1号に掲げる書類等のほか、本人が申請できない旨の民生委員等の証明書（任意代理人が弁護士である場合は、弁護士であることを確認すれば足りる。）及び本人の印鑑証明書等を添付した委任状

3 申請者が法人の場合は、前項に規定する書類と併せて、当該法人の名称及び所在地等が確認できる書類並びに申請書の提出者及び法人との関係が確認できる書類を提出し、又は提示するものとする。

4 市は、第1項の規定により提出された申請書並びに前2項の規定により提示された書類（以下「申請書等」という。）に不備がないことを確認した上で、申請書を受け付けるものとする。ただし、申請書等に不備がある場合は、その場で申請者に当該不備の内容について具体的に説明し、補正を求めることができる。

（閲覧の決定）

第10条 市は、前条第4項の規定により申請書を受け付けた場合は、申請者に対し、留

意事項を口頭で説明し、全てに了承を得た上で、閲覧の可否を伝えるものとする。ただし、台帳記載事項の利用目的が開発又は不動産開発等転用である場合は、伐採等届出制度及び林地開発許可制度について、併せて説明を行うものとする。

2 市は、前項の規定により、林地台帳情報を閲覧に供する場合は、必要に応じて閲覧の補助を行うものとする。

3 林地台帳情報を閲覧に供するにあたり、やむを得ない理由により閲覧までに時間を要する場合は、申請者に対しその旨を説明し了承を得た上で、後日閲覧に供することができる。また、申請書記載の利用目的が開発または不動産開発等転用を目的とする場合は、伐採等届出制度や林地開発許可制度の説明を行うものとする。

(情報提供の対象項目)

第11条 林地台帳情報の情報提供の対象項目は、原則としてすべてのものとする。

(情報提供の対象者)

第12条 林地台帳の情報は、次のいずれかの者に提供することができる。

- (1) 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- (2) 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- (3) 県内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第11条第5項の認定を受けた、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者
- (4) 農林水産大臣又は県知事

(情報提供の方法等)

第13条 林地台帳情報の提供は、書面によるほか、申出者の用意した未使用である電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)に記録する方法によることができる。

(情報提供に係る費用)

第14条 林地台帳情報の提供を受ける際の手数料の額は、無料とする。

2 電磁的記録媒体購入費、郵送料等の実費に係る費用は申出者が負担するものとする。

(情報提供の申出)

第15条 申出者は、申出書の提出により、情報提供を希望する旨を申出るものとする。

なお、森林の土地に関する地図の情報の提供を希望する場合は、申出書備考欄にその旨を記載するものとする。

2 次の各号に掲げる申出者は、自己が当該申出を行うことができる者であることを証する当該各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 第12条第1号の者の場合 情報提供を受けようとする森林の土地又は森林の所有を証明する書類若しくはその経営の委託を受けていることを証明する書類
- (2) 第12条第2号の者の場合 情報提供を受けようとする森林の隣接地又は隣接する森林の所有を証明する書類若しくはその経営の委託を受けていることを証明する書類
- (3) 第12条第3号の者の場合 県内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類

3 申出者は前2項に規定する書類と併せて、第9条第2項及び第3項の規定に準じ、第1項の申出の際に、自己が当該申出者本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために、それぞれ当該各号に定める書類(以下「本人確認書類等」と

いう。)を提出し、又は提示するものとする。ただし、郵送又は一般信書便事業者、特定信書便事業者若しくは外国信書便事業者による信書便による送付(以下「郵送等」という。)により申出を行う場合は、複数の本人確認書類等の写しを申出書に添付するものとする。

- 4 市は、第1項の規定により提出された申出書及び前2項の規定により提示された書類(以下「申出書」という。)に不備がないことを確認した上で、申出書を受け付けるものとする。ただし、申出書等に不備がある場合は、その場で申出者に当該不備の内容について具体的に説明し、補正を求めることができる。

(情報提供の決定)

第16条 市は、前条第4項の規定により申出書を受け付けた場合は、速やかに情報提供の可否について審査し、決するものとする。

- 2 提供を行う場合、市は、申出者に対し留意事項を口頭で説明し、全てに了承を得た上で、林地台帳情報の提供に係る留意事項について(様式第2号)を正副2通提出させるものとする。
- 3 林地台帳情報の提供に当たり、やむを得ない理由により提供までに時間を要する場合は、申出者に対しその旨を説明し了承を得た上で後日提供することができる。

(修正の申出)

第17条 林地台帳情報の修正の申出を行おうとする者(以下「修正申出者」という。)は、規則第106条の規定による申請書等の様式29 規則第104条の5の申出書の様式に規定する林地台帳又は森林の土地に関する地図の申出書(以下「修正申出書」という。)及び修正事項を証明する書類の提出により、林地台帳情報の修正を希望する旨申出るものとする。

- 2 本人確認書類等の提出及び提示については、第15条第3項の規定に準ずるものとする。
- 3 市は、第1項の規定により提出された修正申出書及び修正事項を証明する書類並びに前項の規定により提示された書類(以下「修正申出書等」という。)に不備がないことを確認した上で、修正申出書を受け付けるものとする。ただし、修正申出書等に不備がある場合は、その場で修正申出者に当該不備の内容について具体的に説明し、補正を求めることができる。

(修正要否の結果通知)

第18条 市は、修正の要否を判断し、林地台帳情報の修正申出検討結果通知書(様式第3号又は様式第4号)により、修正申出者に通知するものとする。

- 2 修正の要否判断及び通知に当たり、やむを得ない理由により時間を要する場合は、修正申出者に対しその旨を説明し了承を得た上で、後日郵送により結果を通知することができる。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

林地台帳閲覧申請書

年 月 日

五所川原市長

住所

申請者 氏名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕印

電話番号

次の森林の土地に関する林地台帳の記載事項及び森林の土地に関する地図を閲覧したいので、下記のとおり申請します。

記

	番号	市町村	大字	字	地番
閲覧しようとする 土地の所在及び地 番	1	五所川原市			
	2	五所川原市			
	3	五所川原市			
台帳記載事項の利 用目的					
閲覧しようとする 情報の種類					
留意事項	<input type="checkbox"/> 以下の事項を了承します。 ・林地台帳及び地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと ・林地台帳及び地図は、森林の土地の所有の境界の確定に資するものではないこと ・林地台帳及び地図は、森林の土地等の売買等の証明資料として用いることはできないこと ・林地台帳及び地図の閲覧により得た情報は申請書に記載した利用目的以外には利用できないこと ・林地台帳及び地図の閲覧により得た情報を申請者以外の者に提供してはならないこと（法人による申請の場合は、内部利用は可）				
備考					

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 台帳の利用目的欄には、「森林施業の実施」、「対象となる森林の確認」等と具体的に記載すること。
- 3 閲覧しようとする情報の種類は、「林地台帳」、「森林の土地に関する地図」、あるいは「林地台帳及び森林の土地に関する地図」と記載すること。
- 4 地番が特定されない場合においては、字単位での申請を行うこともできる。
- 5 法人による申請の場合であつて、代表者以外の者が市での閲覧申請を行う場合、備考欄に閲覧者の氏名・住所を記載する。

林地台帳情報提供依頼申出書

年 月 日

五所川原市長

住所

申出者 氏名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕印

電話番号

次の森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を受けたいので、森林法施行令第10条の規定により申し出ます。

森林の土地の 所在及び地番	番号	市町村	大字	字	地番
	1	五所川原市			
	2	五所川原市			
	3	五所川原市			
林地台帳に記載された事項の使用目的					
備考					

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 森林の土地の所在及び地番欄は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 3 台帳に記載された事項の使用目的欄は、申出者以外の者に係る森林の土地について、林地台帳に記載された事項の提供を求める場合に記載することとし、「申出者が所有する共有林の施業を行うための他の共有者の氏名及び住所の把握」、「申出者が所有する森林の施業の実施に必要な境界確認のための隣接地の所有者の氏名及び住所の把握」、「森林経営計画の対象森林の拡大のための森林の土地所有者の氏名及び住所の把握」などと具体的に記載すること。
- 4 申出に当たっては、当該森林の土地の登記事項証明書、森林の施業又は経営の受委託の契約書、森林経営計画及びその認定書その他の森林法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる者のいずれかであることを証明する書面を添付すること。
- 5 備考欄には、法人による申出の場合であつて、代表者以外の者が申出書を持参するときには、当該申出書を持参した者の氏名、住所及び連絡先を記載すること。また、市町村から林地台帳に記載された事項の提供を受けるに当たり、希望する提供の方法があれば記載すること。
- 6 林地台帳に記載された事項は、森林の土地の権利を確定するものではなく、各種証明資料に使用することはできないことに留意すること。

林地台帳情報の提供に係る留意事項について

申出により提供することとした林地台帳情報について、その取扱いに当たっては、以下の点について十分留意願います。

留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 林地台帳及び地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと・ 林地台帳及び地図は、森林の土地の所有の境界の確定に資するものではないこと・ 林地台帳及び地図は、森林の土地等の売買等の証明資料として用いることはできないこと・ 提供を受けた林地台帳及び地図の情報は申出書に記載した使用目的以外には利用できないこと・ 提供を受けた林地台帳及び地図の情報を申請者以外の者に提供してはならないこと（法人による申出の場合には、内部利用は可。）
備考	

（申出者記載欄）

五所川原市長

林地台帳情報の提供を受けるに当たって、上記の留意事項を了承します。

年 月 日

住所

申出者 氏名

（ 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 ） 印

電話番号

林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書

年 月 日

五所川原市長

住所

申出者 氏名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕 印

電話番号

次の森林の土地に係る林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがあったので、森林法第191条の6第1項の規定により申し出ます。

森林の土地の所在及び地番	五所川原市
修正を求める事項	
修正を求める理由	
備 考	

注意事項

- 1 修正を求める森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 修正を求める事項欄には、林地台帳又は森林の土地に関する地図において、修正を求める事項及び修正内容を記載すること。
- 4 修正を求める理由欄には、「相続のため」、「所有者の転居のため」、「土地の合筆・分筆のため」など具体的に記載すること。
- 5 申出に当たっては、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添付すること。

林地台帳情報の修正申出検討結果通知書

番 号
年 月 日

（修正申出者の氏名又は名称） 殿

五所川原市長

年 月 日付で、貴殿から申出のあった森林法第191条の6第1項に規定する修正申出については、下記のとおり修正することとしたので、同条第3項の規定に基づき通知する。

記

森林の土地の所在及び地番	五所川原市
修正を行う事項	

林地台帳情報の修正申出検討結果通知書

番 号
年 月 日

（修正申出者の氏名又は名称） 殿

五所川原市長

年 月 日付で、貴殿から申出のあった森林法第191条の6第1項に規定する修正申出については、下記のとおり修正をしないこととしたので、同条第4項の規定に基づき通知する。

記

森林の土地の所在及び地番	五所川原市
修正を行わないこととした理由	